

開催日時：令和 3 年 2 月 12 日（金）18：00～19：30

開催場所：ZOOM による リモート方式開催

出席者：30 名

研究会

真野副支部長より準会員への入会として清水様を紹介後、ご本人より自己紹介があった。その後、高垣支部長より挨拶があり、報告を行われた。1) 2021 年度の支部体制について、2) 前田副支部長の退任と相談役への就任について、3) 松永様の副支部長への就任について、4) 技術士受験セミナーの開催について。なお、今後の研究会はコロナウイルスの影響もあり当面はリモートにて開催することを報告された。

1. 講演会

演題：改正食品衛生法の容器包装に関するポイントと課題

講師：今田克己 様(今田包装技術企画 代表)

要旨：

主に改正食品衛生法に関してお話され、併せてその周辺の状況をご説明して頂いた。規制は主に 3 つあり、「人類のための規制」「国内規制」「海外規制」である。とりわけ、日本では、「人類のための規制」が弱点である。従来、技術力では日本も勝っていたが、一部ではガラパゴス状態になってきていた。

これまで日本では、医薬品や化粧品では HACCP レベルのことを実施していた。一方、食品は実施していなかった。場合によっては、それら規制の存在を知らずに製造してきた企業もある。過去、70 年前から PL リストに類するもの（乳等省令）は存在したが、それ以外の物質は溶出試験で違反物質が検出されなければ良かった。これが食品衛生法の改正前の状況である。結果として使用物質については業界自主規制で製造してきたわけである。

今回、改正の特徴としては、「国際整合的な食品器具等の衛生規制」の整備がある。（完全施行 2025 年 6 月）7 つのポイント（参考出典：厚労省 HP）がある。

なぜ、法改正が行われるような事態になったのか？ということについての一因は東京オリンピックである。国際的な安心・安全を担保する必要があるためである。日本は自主規制であり強制力がない。

ポジティブリスト制度になり、2020 年 6 月に施行された。現在、器具・容器包装の PL と登録物質は沢山あるが審査登録などが遅れており経過措置として 5 年間は現状の物質が PL 未登録でも使用できる。要は、言い換えれば 5 年間は変わらない可能性がある。

海外は PL が浸透しつつある。日本の自主規制は国際的なルールではない。法律で規制していない日本は信用されていない。これは対応していく必要がある。

この他、衛生管理自主基準も同様である。内容としては、軟包装衛生協議会が定めたものであり、世界に誇れる中身である。残念なのは自主基準である。日本国のお墨付きでないことから海外からは認められない。一つの自主基準の事例がある。1995 年頃に小サイズの飲料の PET ボトルが結果として解禁になった。業界自主基準では製作しないことになっていたが、メンバー外の企業が販売した。そのため、小サイズの PET ボトル製品に業界各社が参入した。こういったことが起こり得る。社会背景に伴って、国際標準化が必要になる。今後、印刷インクや接着剤も対象となってくる。今後、これらの物質がどの程度まで PL に登録されるのかポイントになる。

・EU における印刷インクの安全性

日本ではインクは NL 制度で、スイス条例で PL になってきた。ただし、UV インクのマイグレーションの問題が発端である。スイスで発信された規制の流れが EU に影響する。日本ではテトラパックなどが既に対応している。日本のスイス条例対応のインクは開発完了している。ベルギーなど北欧はスイス条例を法制化した。米国も対応中である。

・日本における印刷インク安全基準の課題

日本は NL 自主基準であるため将来的に輸出障壁になる可能性がある。アジア諸国が EU の基準を取り入れつつあるため、世界標準は EU である。日本では一部外資系製品に EU 基準のインクを採用している。PL はインクの成分を開示することになる。スイス条例では開示している。

・海洋プラスチック問題

ご存知のようにプラスチック流出が問題になっている。この問題に対して最も明確で分かり易いのは「シャルルボワサミット（2018 年 6 月）」である。ただし、日米は署名していない。この時の理由としては、国内法が整備されていない、という理由であった。ただし、これらに類する話は 2015 年よりあった。かなり前から議題はテーブルの上であり理解に苦しむところもある。

・マイクロビーズ規制

化粧品で多く使用されており、現在は多くの国で使用中止になっている。日本も対応しているが、業界自主規制であり、法制化していないことから海外で通用しない。なお、日本の化粧品スクラブはプラスチック以外のビ

ーズに変更している。

・世界のレジ袋の規制

日本でも最近になって有料化されたが世界に比較して遅い。

・CLOMA (クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス)

ごみの適切な回収が大前提である。やはり、どんどんと海などに流れていくゴミを回収しなければならない。日本は幸い収集システムが整っている。今後は、東南アジアのシステムをどのように作り上げていくかが課題となるであろう。生活としては、プラスチックがなければ物流ができない。最小限必要なプラスチックの使用と回収・リサイクルが大事である。なお、日本ではプラごみの一括回収を政府が検討すると発表した。これは、将来大変なことになると思われる。プラスチックの仕分けは大変である。別件の事例として、SmaGo(スマートゴミ箱)などがおもしろい。

・日本の廃プラスチックの利用状況

日本の有効利用率は86%である。ただし、欧州基準で算出すると、マテリアルとケミカルリサイクルしかカウントされないで14%となる。燃やすと熱回収となり、リサイクルにはカウントされない。今後は、ラミネートなどもモノマテリアルを目指す。あるいは、ラミネートを剥がす、分別回収する、さらには、印刷インキを剥離する技術などが必要となる。

・サーキュラーエコノミーの動き

UKでは具体的に30%の再生プラスチック原材料を使用する、という考え方でやっている。そうでない製品は課税するといった整備である。日本からの輸出品の包装設計は海外を考えていく必要がある。

・バイオマスプラスチックに関して

まとめてバイオプラスチックと呼ばれているが、バイオプラスチックの区分をはっきりさせる必要がある。「生分解プラスチック」と「バイオマスプラスチック」の2種類である。循環システムは全く異なる。詳しくは日本バイオプラスチック協会の資料が参考になる。今後は、生物由来など森林資源を有効活用していかなければならないと考える。なお、国際的には生分解材料の定義は厳しく、日本の基準を使用するときには注意する必要がある。

・グリーンプラスチック

日本バイオプラスチック協会では回収システムが示されているが、今後は欧州のように生分解したものをたい肥など農業に使うようなことも考えていかなければならない。生分解樹脂を使った新たなビジネスモデルを検討していく必要があると考える。

2. 質疑応答

田中様より質問

- 1) 自主規制が7つある。3つがPLで残りはNLということか?⇒そうである
- 2) 添加物では安定剤とか界面活性剤など1000種類ぐらいある。PL化で進んでいるのか?⇒進んでいる。確認できたものがリストに順次入る。
- 3) 溶出基準の100℃超過が中途半端。改正前100℃以上は95℃で1ppmという基準がある。⇒欧州ではレトルト対応は130℃ぐらいだったかと思う。溶媒はオリーブ油で評価などしている。日本はヘプタン。欧州は現実的な食品で評価するためにオリーブ油を使っている。この違いが今後の課題である
- 4) NL,PLなど各国の区分けはどうか?⇒部分的な法整備は確認しているが全体像は不明なところもある。ただし、日本もPL化されていく。要は商品を作るときに世界のどこが国際標準という主導権を握っているか? 法律での規制がなかった日本は相手にされない。力関係で欧州に乗っからざるを得ない。

高垣様より質問

- 5) PLの潮流に向かわざるを得ないということは分かった。潮流にやや疑問を感じるところがある。場合によっては、法整備が無ければ何をやっても良い、という逆説的な悪影響はないのか?⇒実体験として、15年ほど外国人の上司と付き合いってきたが、NLで外れたものは、いつNGになるか分からない。そのため、PLはマストと考えている。併せて、海外など東南アジアでは法整備を持っていることが国としてのステータスである、という考えもある。守る、守らないは別かもしれないが、世界はそうなっている。長い目で見ると、PLに変わっていくと思う。

坂巻様よりコメント

- 6) EUはPLが進んでいる。日本のコンバーターはPLに乗せるか考えていたが、否応なしにせざるを得ない状況になってきた。リサイクルも日本は遅れており、海外に従わざるを得ない残念な状況である。海外のプレッシャーが強く、海外を見ないと井の中の蛙となる。これからの世代のことを考え、技術開発をしなければいけない。

◆最後に受験説明会の連絡

まだ素案の段階であるが、日程及びリモート開催であることは決定している。4月4日(日)14:00~16:00にZoomにて実施する。基調講演は平田理事、野々山理事他の予定。以上